

中国申請にあたっての注意事項 (2019年10月1日現在)

● 共通 :

- ・ビザセンター窓口で受付をされても、**大使館領事部で書類却下となった場合、ビザセンターの手数料が発生します。**
- ・顔認証入国 により入国スタンプがないと代理申請不可
→**2019年9月現在廃止。但し日本在住であること。**

● パスポート :

- 半年・1年マルチ希望** → 日本籍 = 2回以上の渡航スタンプ
外国籍 = シングル業務査証 2回またはマルチ業務査証 1回の取得歴と2回以上の渡航歴が必須
- 2年マルチ希望** → **日本籍のみ申請可能**
さらに、下記(a)(b)の両方を満たしていること
 - (a) **3年以内に業務の1年/2年マルチ、または就労(Z)査証のうちいずれか一つの取得歴があること。居留証でも申請は可能だが、その場合はその居留証に対応した就労査証のコピーも必要。**
 - (b) さらに、取得した上記の査証を使って2回以上の中国渡航歴があること。
- ・ 2015年1月1日以降に発行されたものを提出する場合は、旧旅券原本の提出が必須。
下記の場合は理由書を提出：
 - a. 旧旅券提出ができない場合
 - b. 旧パスポートを提出した上で、**新旧のパスポート間隔が4年以上空いている**場合
- ・ パスポートに濡れた跡がある、ホチキスで開けた穴が多数ある、はっきりと目立つ汚れがあるなど、**パスポートに損傷が認められる場合はビザセンター指定の宣誓書に記入と署名が必要(手書き可。コピー、FAX可)**。ひな形と見本あり。センター受付後、大使館から許可が出てからの申請扱いとなります。日数の計算は大使館からの許可が出てからスタート。
***パスポートの中が濡れていると基本的に申請できないと思ったほうが良いです。**
- ・ **トルコ、イラン、パキスタンなどの渡航スタンプがある場合は TBD 扱い**となり、大使館の許可が出てからの申請となります。

● 申請書 :

- ・ 消せるボールペンでの記入や修正テープでの修正は不可。**また記入は黒のみ。青字も不可。**
- ・ 記入を間違った場合は二重線で修正の上、サインをすること
- ・ 出生地が「台湾」の場合は修正せずにそのまま OK

- ・ 渡航国が「台湾」「香港」となっているのは NG（「中国」に修正する）
- ・ 「緊急申請を申し込みますか」の問いは「加急」と「特急」のみ「是」をチェック
- ・ 中国査証の取得歴 = 日本で取得したものを記入
- ・ 2015 年よりあとのパスポートで申請するのにそのパスポートに渡航歴が全くない場合は、過去 36 ヶ月分の渡航歴を明記する

● 写真 :

- ・ 背景は必ず白
- ・ 大使館規定では全体のサイズ 4.8 x 3.3cm だが、4.5x3.5cm でも申請可能
(写真機の「パスポートサイズ」と案内する。「履歴書サイズ」は顔が小さくなります)
- ・ 顔の大きさは 3 センチ前後（あくまで目安です）
- ・ 6 ヶ月以内撮影のもの

● 観光査証用書類 :

- | | | |
|-----------|---|---|
| 航空券の予約確認書 | → | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本/中国間の往復が必要 ・ 香港から陸路の場合は香港までの往復と中国の出入国がわかる日程表を提出 |
| ホテルの予約確認書 | → | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者名必須 ・ ホテルの名前、住所、電話番号まで全て必須 ・ 航空券の出入国と滞在期間が一致すること |

● 業務用書類（招聘状） :

- ・ **サイン以外はタイプ必須**
- ・ **日本語または中国語のみ**。それ以外は不可
- ・ 社判の印影はかならずはっきり（社名が判読できないものは不可）
- ・ 現地責任者のサイン必須
- ・ **90 日希望の際は滞在を裏付ける内容を目的欄に具体的に明記（業務会議だけは不可）**
→ **技術支援、工作、トレーニング（培訓）は不可！**
- ・ **ダブル希望の際は 2 回分の日程**
→ 半年ダブルの場合、2 回目の日程は 3 か月以上先とする
- ・ **マルチ希望の際は 3 回分の日程**とビザタイプを明記
→ 各日程の間隔が短すぎず、まんべんなくばらけていること。
極端に近いものは不自然ととられます
→ 30 日ビザ = 16 日以上 of 日程、90 日ビザ = 31 日以上 of 日程とする
- ・ 費用負担者を明記する際は必ず日本企業を負担者とする
- ・ 宛先は正確に（正しく書けないのであれば最初から書かない）
- ・ 個人情報（パスポート記載の情報）は間違わないこと

● 親族訪問

① 申請者が元中国籍で日本に帰化した場合：

- ⇒ ・ 招聘状は原則親が発行
- ・ 両親の名前が載っている戸籍謄本原本を提出

② 招聘者が両親以外の親戚の場合：

- ⇒ ・ 下記(a)-(d) のいずれかを提出
- (a) 帰化の日付と元中国名が記載された戸籍謄本原本
- (b) 現在の戸籍謄本+改製原戸籍（A4 横向き印刷。縦書き）のコピー
- (c) 退国証明のコピー
- (d) 以前使っていた中国のパスポート

● 18歳未満、片親中国籍、元中国籍

「18歳未満の申請者/親が（元）中国籍/親族訪問（Q2）の申請者用追加資料の案内」参照

● 日本籍以外のマルチ親族訪問（Q2）：

- ・ 結婚証明を付けていたとしても、家族情報がすべて表記された日本の住民票は必須

● 就労家族（S1）：

- ・ 「現地駐在者の居留証コピー」は 申請者の渡航日から起算して残存が半年以上必要
- ・ 居留証の残存が半年を切っている場合、現地企業からの「駐在者の居留証を ××年 または ××月間（延長する期間を明記）延長する」旨が書かれたレター提出必要（pdf可）

● 就労（Z）とZと同時申請の就労家族（S1）：

- ・ 普通申請のみの受付。加急、特急申請での受付は不可。
- ・ 外国人許可通知の中国語と英語のページ両方をカラーで提出
- （英語ページはなくてもよいです）—

● 公演目的の短期就労（Z）：

下記書類は原本とコピーの提出が必要です

- ・ 外国人在中国短期工作証明
- ・ 商業目的文芸演出許可証

● 公用：

- ・ 原則的に普通申請のみ。急ぎの申請を希望する場合、官庁から大使館に緊急依頼の入電が必要。その上で受領タイミングは領事判断

- ・現在は下記の書類が提出必要

申請書

写真（写真の規定は一般のビザと同じ）

公用パスポート

口上書

（*口上書の内容 = 日本大使館以外への訪問を目的とする場合 → 招聘状が必要）

フライトの情報がわかるもの（チケット、予約書等）

（*普通申請時は不要。緊急依頼時のみ必要）

●外国籍：

- ・アメリカ、カナダ、イギリス籍など、日本の滞在に査証が不要な国籍
⇒ **代理申請可能**。但し、TBD 扱いとなり大使館からの許可が出てからの申請。
- ・ベトナム籍など、日本の滞在に査証が必要な国籍
⇒ **代理申請不可**。直接センターへ確認してください
- ・在留カード更新中
⇒ 在留カード裏面に「更新中」のスタンプがあること
+ 入国管理局からの預かり書のコピーが必要

・下記国籍は特別料金：

カナダ、アメリカ、ブラジル、アルゼンチン

⇒ 残存が 6 か月以上であれば申請可能

但し、6 か月以上 1 年未満のパスポートで申請した場合、半年マルチ、ダブル、シングルいずれかで発給される。

カナダ： 最長 9 年マルチ（60 日滞在）

* 短期滞在者を含む

アメリカ：最長 10 年マルチ（60 日滞在）

* 短期滞在者を含む

ブラジル：最長 5 年マルチ（90 日滞在）

アルゼンチン：観光 = 最長 10 年マルチ（60 日滞在）

業務 = 最長 1 年マルチ（60 日滞在）

* 招聘状の内容通りに発給

・指定国籍について

⇒ 原則的に本人がビザセンターに申請（代理申請はなし）。